

# 令和5年度 介護予防・日常生活支援総合事業 集団指導

和歌山県紀の川市  
福祉部高齢介護課 総合事業班

令和6年3月

介護予防でストップフレイル



「フルーツとフレイル予防推進のまち」  
いもいも 紀の川市

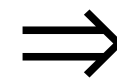
住いも 甘いも  
紀の川市

# ご視聴いただく事業所の皆様へ

本動画をご視聴いただき、サービス提供事業所の皆様が介護保険法の第1条(目的)に基づいたサービスの提供が出来ているかをご確認ください。

また、今回の集団指導は紀の川市指定における第1号事業を実施する事業所の皆様を対象とさせていただきます。

各資料については、当市ホームページよりダウンロードしてください。



紀の川市介護予防・日常生活支援  
総合事業集団指導

# ご視聴いただき事業所の皆様へ

介護保険を取り巻く状況は、財政状況も厳しく、介護人材の不足している中、サービスの質の向上、多様化する生活支援ニーズへの対応等が求められています。

紀の川市総合事業では、フレイル予防の強化や専門職以外の生活支援の担い手の確保に重点を置き事業を進めています。

今後とも地域包括ケアシステムの充実と適正な介護保険制度運営に、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

# 1. 令和6年4月1日より義務化される運営基準等について

令和3年度の介護報酬改定における3年間の経過措置を経て、令和6年4月1日より義務付けられる事項について

## (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための取組

感染症の発生及びまん延等に関する取組みの徹底を求める観点から以下の取組みが義務づけられました。

- 感染対策委員会の開催（おおむね6カ月に1回以上）
- 感染症に係る指針の整備
- 感染症に係る研修の実施（年1回以上）
- 感染症を想定した訓練の実施（年1回以上）

（他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません）

# 1. 令和6年4月1日より義務化される運営基準等について

## (2) 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業所を対象に、業務継続に向けた計画等の策定（※）、定期的な研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施が義務づけられました。

※①感染症に係る業務継続計画、②災害に係る業務継続計画  
(①、②一体的な作成も可)

◎厚生労働省のホームページに、業務継続計画の作成を支援するための研修時の資料と作成手順の研修動画が掲載されています。各サービスに応じた業務継続計画のひな形も用意されています。



厚生労働省  
二次元コード

# 1. 令和6年4月1日より義務化される運営基準等について

## (3) 虐待の発生又は再発を防止するための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、以下の取組みが義務づけられました。

- 虐待防止検討委員会の定期的な開催

- 虐待防止のための指針の策定

- 虐待防止のための研修の実施

  - ※新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施

- 虐待の防止を実施するための専任の担当者の設置

- 運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を記載

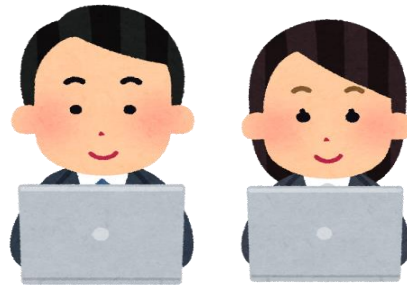
  - ※虐待の防止に係る組織内の体制や、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を運営規程で定めていく必要があります。

# 1. 令和6年4月1日より義務化される運営基準等について

## (4) 認知症介護に係る研修の受講

認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。

※新規採用者については、採用後1年を経過するまでに研修を実施



## 2. 令和6年度の介護報酬改定について（総合事業に関すること）抜粋

- 今回の介護報酬改定において総合事業の単価についても見直しがされました。紀の川市においても国の方針に合わせて改定していきます。改定後の単位数やサービスコードについては、市ホームページ及びガイドラインをご確認ください。（※ガイドラインは4月更新予定、サービスコードは4月中にホームページに掲載する予定です）



総合事業  
様式ダウンロード

- 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い  
令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村から指定を受け介護予防支援を実施できるようになります（詳しくは厚生労働省の通知をご確認ください）が、総合事業における第1号介護予防支援事業（いわゆる介護予防ケアマネジメント）は、**従来通り地域包括支援センター**が実施するものであります。



厚生労働省  
令和6年度介護報酬改定  
の主な事項について



### 3. 事業対象者の認定の有効期間について

○現在、紀の川市では事業対象者の認定の有効期間については、基本チェックリストを実施した日から2年間と定めているところです。

#### ☑事業対象者の有効期間

紀の川市は、事業対象者の有効期間を下記のとおりとします。

※紀の川市総合事業ガイドラインより抜粋

基本的な有効期間	
一般高齢者から事業対象者に移行した場合	基本チェックリスト実施日から当該日を含む月末までの2年間
要支援認定者から事業対象者に移行した場合	基本チェックリスト実施日から当該日を含む月末までの2年間 ※非該当の場合は、認定日から当該日を含む月末までの2年間 または、要支援認定の有効期間終了日の次の日から当該日を含む月末までの2年間（基本チェックリスト必須）
事業対象者から要支援認定者（または要介護認定者）に移行した場合	原則：事業対象者の終了日＝認定日の前日

#### 【令和6年4月1日以降の認定の有効期間の変更について】

令和6年4月1日以降の事業対象者の認定から有効期間をなしに変更します。  
現在認定のある方につきましては、更新後から期間なしとなります。

※認定を受けてから状態等に変化があった場合は、ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談し、再度基本チェックリストを実施するか介護認定申請を行ってください。

## 4. 総合事業関係の書類及び運営指導における主な指導内容と留意点

運営指導時における主な指導内容について下記のとおりまとめましたので参考にしてください。

(1) 総合事業の運営規程・重要事項説明書・契約書・各種マニュアルについて、記載漏れや誤りが無いかなど再度確認をお願いします。

○感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進について運営規程に記載されているか。

○苦情の受付、関係機関の課名、住所、電話番号等に誤りが無いかなど。

○サービス名について制度改正に対応しておらず古い名称になっている。

【例】（指定）介護予防通所介護 ⇒ 第1号通所事業または通所型サービス

○利用料や利用者の負担額、負担割合が制度改正に対応していない。

（単位数が改正前のままになっている、3割負担の記載がない等）

○運営規程・重要事項説明書・契約書の内容に整合性がない。

## 4. 総合事業関係の書類及び運営指導における主な指導内容と留意点

(2) 個別サービス計画がケアプランに基づいた内容になっていないケースが見受けられます。今一度、内容に基づいた計画になっているかご確認ください。

- 個別サービス計画の目標がケアプランの目標と同じ、整合性がないケアプランの目標を基に短期及び長期目標の設定をしてください。
- 個別サービス計画を作成する際、前回の計画と同じ内容になっていることが多く見受けられます。心身の状況や目標の達成度等の変化に応じて、ケアマネジャーと密に連携し、目標の変更など利用者にあった計画を作成してください。

(3) 各種届出について（様式は市ホームページをご確認ください）

各種届出については下記期限までに忘れず提出してください。

- ・変更届出書：変更後10日以内
- ・指定（更新）申請書：事業を開始する月の前々月の末日
- ・体制等に関する届出書：加算等算定開始月の前々月の末日

## 5. 自立支援型介護予防通所介護認定事業

○事業内容（詳しくは、市ホームページ、令和4年度の集団指導等をご確認ください）

積極的に自立支援や重度化防止のために取り組む事業所を「自立支援型介護予防通所介護認定事業所」として認定し、利用者と事業所双方の介護予防に対する意識の変容を促すことを目的としている事業です。

【令和6年4月からの変更点】※下記のことについて変更となりますのでご注意ください

◆令和6年4月より実施要領改定により、加算対象となるサービスが、**通所型サービスA**のみとなります。

（介護予防通所介護相当サービスは対象外となります）

◆請求方法について

サービス提供報告は今まで通り、高齢介護課へ提出ください。

加算請求については、国保連合会を通しての請求となりますのでよろしく  
お願いいたします。（サービスコードについては4月中にホームページに  
掲載する予定ですのでご確認ください

## 5. 自立支援型介護予防通所介護認定事業

○実際に自立支援型介護予防通所介護事業を提供する事業所にインタビューをさせていただきました。



インタビュー(完全版)

動画は  
こちらから  
⇒



事業説明動画



○事業説明動画がありますのでこちらの動画もぜひご覧ください ⇒

## 5. 自立支援型介護予防通所介護認定事業

本事業は、積極的な運動等のサービスを展開することだけが目的のものではなく、介護予防支援計画の理解やアセスメントなどサービスにいたるまでのプロセスを重視し、計画通りに個別支援ができているかを、職員間で情報共有ししっかりと行うことで、結果、利用者の機能維持や認定区分の改善の実現にもつなげられることを目的として運用しています。

保険者と事業所が総合事業の目的を共有し、自立支援や重度化防止に取り組むことで、サービス提供事業所の信頼を高め、また、事業所での職員同士が課題や利用者へのアプローチ方法を把握し、一体感を持って重度化の防止を進めることを目的としています。

ぜひ積極的な事業の活用をよろしくお願いいたします。



## 6. 市常駐のリハビリ専門職について

令和5年度から新たに**作業療法士**が常駐しています。

自立支援や重度化防止に取り組む際に、困りごとや悩みごとはないでしょうか？

- 日常生活の動作がやりやすくなるポイントを知りたい
- 高次脳機能障害の方への支援が難しい
- 軽度認知障害や認知症の方へのアプローチがわからない
- どの福祉用具が良いかわからない



そのようなときは**作業療法士**に相談を！

作業療法士は、身体機能や高次脳機能に応じた生活環境を整えるのが得意です！

★**理学療法士**も引き続き常駐しています。

## 6. 市常駐のリハビリ専門職について

### 理学療法士・作業療法士の 気軽に相談窓口



**TEL : 0736-77-0980**

紀の川市役所高齢介護課 担当：リハビリ専門職

**POINT 1**

いつでも・何回でも気軽に電話相談

**POINT 2**

費用もかからず，その後の報告も不要

**POINT 3**

必要に応じて利用者様の自宅や事業所に訪問



# さいごに

指定事業所の皆さまにつきましては、  
ホームページに掲載しております「**自主点検調書**」により、  
運営基準等をみたしているか、再度ご確認くださいませますよう  
よろしくお願ひします。



自主点検調書  
介護予防訪問相当サービス・訪問型サービスA



自主点検調書  
介護予防訪問通所サービス・通所型サービスA

# さいごに

ご視聴いただきありがとうございました。  
本年度の集団指導はこれで終了となります。

ホームページより視聴報告書の様式をダウンロードいただき管理者および  
視聴された職員1名以上の提出をお願いします。

(居宅介護事業所における報告書の提出は不要です)

提出方法：郵送・FAX・電子メール

提出先：〒649-6492 紀の川市西大井338 紀の川市役所高齢介護課

mail : k070600-001@city.kinokawa.lg.jp

FAX : 0736-79-3926 TEL : 0736-77-0980

今後とも、紀の川市介護保険事業にご理解、  
ご協力をいただきますようお願いいたします。

